

原料費調整制度による単位料金の調整について

令和7年8月28日

【原料費調整制度】により令和7年10月検針分の調整単位料金につきまして、令和7年9月検針分より1立方メートルあたり1.9116円値下させていただきます。これにより標準家庭（一般料金）において14立方メートルあたり27円の値下になります。また、令和7年10月検針分に適用させていただくガス料金につきましては令和7年9月の検針時に配布するお知らせ票にてまえもってお知らせいたします。

今回の令和7年10月分（9月使用・10月検針分）のガス料金には、政府支援の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に基づき値引が1㎡あたり8.0円反映されています。

※本事業の概要は、経済産業省ホームページ、「電気・ガス料金支援サイト」をご覧ください。
(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>)

令和7年10月検針分の料金表です。

(消費税込)				
	A料金 (円/㎡)	B料金 (円/㎡)	C料金 (円/㎡)	D料金 (円/㎡)
適用区分	0 ㎡～10 ㎡	10 ㎡～30 ㎡	30 ㎡～80 ㎡	80 ㎡以上
基本料金	935.0000	1,804.0000	2,321.0000	6,209.5000
従量料金	410.1546	323.2546	306.0176	257.4086

※従量料金単価は、原料費調整制度により原料費の変動があった場合（毎月）調整されます。

【ガス料金の計算式】

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + [\text{ガス使用量} \times \text{従量料金}]$$



早収料金（※1）

※消費税相当額（10％）を含みます。
※※1において円未満の端数は切り捨てます。

上記の早収料金は、検針日の翌日から40日以内（早収期間）にお支払いいただく場合の金額となります。

40日を過ぎてからお支払いいただく場合は、早収料金を3％割増した金額（遅収料金）となり、その差額（遅収加算額）を翌月以降のガス料金に加算してお支払いいただきます。